

一般社団法人東京和僑会

入会のご案内

(入会案内書)

ご挨拶

東京和僑会は、2009年2月に設立し今までに多くの皆様にご入会頂きました。混沌としている日本経済の中、日本の中小企業は、海を越えて海外を真剣に見る時代になったことは誰もが気付いています。様々なメディアや報道、経済エコノミストは少子高齢化や景気の衰退により、今後益々日本市場が縮小の道を辿ると警鐘を鳴らしています。

今日本は過去の歴史の中で、3度目の転換期（窮地）を迎えています。1度目は、幕末維新。2度目は、第2次世界大戦後です。

この現状を打破するために、私たちは世界に目を向けた経営視点を持つことで自らの手で市場を拡大することが重要と捉えています。その気付きを右足に乗せて行動する者のみ 未来があると確信しています。世界の和僑会組織も急速に拡大しており、和僑会に託された日本再建の使命を私たちは感じています。

世界に広がる「和僑会」の同志と「東京和僑会」とのネットワークを結ぶことで、相互に“活かせる情報”と“実践ビジネス”のパイプ役となることができます。

志ある日本の中小企業、海外の和僑会メンバーとともに、和僑会の理念である「相互扶助」を実践いたします。お互いが助け合う「共生社会」の実現に向け、活動を通して地域社会に貢献して参ります。

私たちと共に新たな事業拡大のチャンスを掴みましょう。
皆様のご参加をお待ちしております。

一般社団法人東京和僑会

会長 **三 浦 忠**

【活動目的】

志ある日本の中小企業と海外の和僑会メンバーとの「相互扶助」を実践することで、グローバルな経営感覚を身に付けた中小企業と共に「共生社会」の実現に向けて活動して参ります。そして、活動を通して地域社会に貢献して参ります。

【和僑会使命】

和僑会の世界各地で起業する人、企業のリーダーを目指す人、すべての『和僑』の人たちの育成と支援に尽くす。また、世界の様々な中小企業との交流により、和僑メンバーの事業発展に貢献するものである。

【和僑理念】

- ・和を持って貴しと為す。思いやりを持って人に接する。
- ・共存共栄、相互扶助。
- ・地域社会への貢献。

【会員サービス】

●一般会員・ビジネス会員共通

- ・定期的な「東京和僑会会員 NEWS」の情報配信
- ・各地域和僑会の情報配信
- ・支援機関からのアジア最新情報配信
- ・提携経済団体主催の行事への優先参加
- ・不定期の会員誌発行
- ・和僑ビジネス交流サイトの活用
- ・年1回の和僑世界大会の参加
- ・和僑国際交流会&視察の参加
- ・日本香港協会主催の華人経営研究（CMMS）講座の参加割引
- ・国内外和僑会行事の会員価格での参加
- ・東京和僑会が会員になっている支援機関・提携団体の会員向けサービスの提供
- ・その他各種イベントの参加（望年会、新年会、特別記念講演など）

●ビジネス会員

- ・会員企業に所属する4名（無記名）まで会員資格として参画できる
- ・東京和僑会が主催する会員向けイベントの中で自社プレゼンセミナーを行うことができる（最高年2回）。

ただしプレゼン内容が東京和僑会会員にとって有益か審査を有する。

- ・各種イベントを先行予約枠で申し込みができる。
- ・国内グローバル企業の少数限定ベンチマーキングを優先的に参加することができる。
- ・国内外からお招きした経営者（講師）とのサロン（昼食会）に優先的に参加することができる。
- ・東京和僑会の配信物・会員誌に広告を載せることができる。*一部有料

・メディアからの取材企業の推薦枠を有する。

*東京和僑会会員向けにサービスを提供する目的の会員は、法人会員として入会頂きます。
その際、審査を有します。

【会員の種類】

当会は、一般会員・ビジネス会員・提携団体会員で構成されております。

・一般会員

個人での入会を希望する者

・ビジネス会員

法人での入会を希望する企業

※4名まで東京和僑会主催企画、提携団体企画、和僑世界大会 会員扱いとする。

【入会条件】

会の趣旨に賛同し、企業経営する経営者及びそれに準ずるものは業種・業歴・業容・国籍に関わりなく誰でも会員になることができます。ただし「政治活動・宗教活動・ネットワークビジネス」を目的に行う者の参加は認めておりません。

反社会的勢力の者の入会を固く禁ずる。万が一、当該会員が反社会的勢力と判明した際は代表理事の判断で即刻退会させることが出来る。

【入会金及び年会費】

入会金：30,000円

一般会員年会費：30,000円

ビジネス会員年会費：120,000円

提携団体（法人格）会員年会費：120,000円

1. 年会費の充当期間は1月1日から12月31日までとします。
2. 入会金、年会費共に、途中返金はいたしませんので、その旨ご了承下さい。

【入会手続き】

当会に入会を希望する方は、会員1名以上の推薦及び事務局が適当と認めた場合、入会申込書と入会金・会費をそえて申し込み、指定の口座に入金確認が取れ次第、入会とさせていただきます。

またWEBサイトなどの会員推薦の無い入会申し込みに関しては、役員による本人確認（電話）を経て、入会申込書と入会金・会費をそえて申し込み、入会とさせていただきます。

【各地の和僑会】

◆ 和僑会

海外：香港・深セン・大連・東莞・上海・北京・シンガポール・タイ王国・ヤンゴン・ジョホールバル・ホーチミン・プノンペン・マニラ・セブ・クアラルンプール・台北・ロサンゼルス

国内：北海道・東北・東京・京浜多摩・名古屋・岡山・広島・福岡・沖縄・和僑 Youth（学生組織）

【パートナー団体・提携団体】

- ◆ 一般社団法人東京ニュービジネス協議会（NBC）
- ◆ 一般社団法人経営革新協会
- ◆ 一般財団法人アジアフードビジネス協会（AFBC）
- ◆ アジア経営者連合会

【役員・事務局長】

代表理事	三浦 忠	ジェイマインズ株式会社	代表取締役
理事	一條 好男	一般社団法人〇（まる）の会	代表理事
理事	関 敏	株式会社ゲートウイング	代表取締役
理事	佐野 健一	株式会社ビジョン	代表取締役
理事	脇田 勝利	株式会社ドリームマーケティング	代表取締役
理事	鈴木 廣政	株式会社ハロハロホーム	Founder
理事	小川 正	株式会社オフィスオウ	代表取締役
理事	鳥越 道朗	株式外社日本経営開発協会	常務取締役
理事	森嶋 正巳	株式会社チーム・エムツー	代表取締役
理事	橋本 英雄	アサヒ・ドリーム・クリエイト株式会社	代表取締役
事務局長	平 健介	パシフィックメディア株式会社	CTO（最高技術責任者）

【委員会】

会員同士の相互交流促進と学びの場を目的に、各会員において関心のある分野ごとに委員会を設けております。会員はいずれかの委員会に所属することとします。

〒101-0061

東京都千代田区三崎町 2-7-6 高松ビル 8 階

東京和僑会 事務局 TEL：03-6272-3387 FAX：03-5215-8767

E-mail → info@tyo-wakyo.com URL：http://www.tyo-wakyo.com/

一般社団法人東京和僑会 規約

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人東京和僑会（以下「TWK」と称する）といたします。

(目 的)

第2条 和僑会は、志ある日本の中小企業と海外の和僑会メンバーとの「相互扶助」を実践することで、グローバルな経営感覚を身に付けた中小企業とともに「共生社会」の実現に向けて活動してまいります。

(使命と理念)

第3条 TWKは、企業の模範となり社会に寄与できるように次の精神で行動します。

使命：

和僑会は世界各地で起業する人、企業のリーダーを目指す人、すべての『和僑』の人達の育成と支援に尽くす。また、世界の様々な中小企業との交流により、和僑メンバーの事業発展に貢献するものである。

理念：

1. 和を持って貴しと為す
思いやりを持って人に接する
2. 共存共栄、相互扶助
3. 地域社会への貢献

(事 業)

第4条 TWKは、第2条の目的を会員の力を合わせて達成していくために次の活動を行います。

- (1) 会員への定期的な「東京和僑会会員 NEWS」情報配信
- (2) 支援機関からの定期的な最新情報の配信
- (3) 東京和僑会オープンフォーラム（講演会・事例発表）
- (4) その他、海外の和僑会主催のイベントへの参加
- (5) 華人経営研究など勉強会への参加
- (6) 各種、海外進出・海外提携に向けた講演会、セミナー勉強会への参加
- (7) 海外市場視察（海外和僑会メンバーとの定期的な交流会実施）
- (8) 和僑世界大会への参加
- (9) その他、本会の目的を達成する為の各種活動

(組織範囲)

第5条 TWKの組織範囲は、日本国内とし、事務局を東京都に置きます。

(会 員)

第6条 会の趣旨に賛同し、企業経営する経営者及びそれに準ずるものは業種・業歴・業容・国籍にかかわらず誰でも会員になることができます。

ただし「政治活動・宗教活動・ネットワークビジネス」を目的に行う者の参加は認めておりません。

(入 会)

第7条 当会に入会を希望する方は、会員1名以上の推薦及び事務局が適当と認めた場合、入会申込書と入会金・会費をそえて申し込み、入金確認の時点で入会とさせていただきます。

またWEBサイトなど会員推薦のない入会申込みに関しては、役員による本人確認(電話)を経て、入会申込書と入会金・会費をそえて申し込み、入会とさせていただきます。

(入会金、会費)

第8条 入会金は30,000円、年会費は、一般会員年額30,000円/ビジネス会員年額120,000円とし、原則として1年分を前納するものとします。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その理由を付記した退会届を、事務局に届け出ることとします。

2 事務局は、会員から退会届が提出されたときは、特別な事情がある場合を除き、遅滞なくこれを受理するものとし、退会届を受理し決済したときは、退会の意思を表明した会員に対し、遅滞なく退会が認められた旨及び退会年月日を通知します。

3 退会の場合は当年分までの会費を納入し、すでに納入した入会金の返還はいたしません。

4 たびたびの請求にもかかわらず、年会費を一定期間滞納した場合には、理事会での決定により退会していただくこともあります。

(除名処分)

第10条 TWKは、会員が次に定める各号の一に該当する場合は、理事会の決定により、当該会員について除名の処分をすることができます。会費の取り扱いについては前条第3項に準じます。

(1) 刑事事件(微罪を除く)の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されたとき

(2) 納税に関し、反則事件として調査を受け告発されたとき

(3) 業務上遵守すべき行政法令等に違反し、又は、関係官庁の処分に従わないとき

(4) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失ったとき

(5) 著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行ったとき

(6) 上記各号に準ずる事由により、幹事役員会が会員として著しく不適当な行為があると認めるとき

(反社会的勢力の排除)

第11条 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

(運 営)

第12条 本会は、第2条を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰もが対等平等な関係であり、使命感を軸とした民主的な運営をなによりも大切にしています。

(委員会)

第13条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

(事務局)

第14条 会の運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。

事務局員の任免、待遇については役員の発議によって理事会が決定します。

(財 務)

第15条 TWKの財政は、入会金・会費・特別会費・寄附金・その他の収入で運営します。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年1月1日より当年12月31日までとします。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃は、理事会での決議を必要とします。

(実施の年月日)

第18条 この規約は、2009年2月1日より実施します。

[2017年3月22日改定]

